

監査公表

平成22年度に実施した監査の結果を公表します。

全般的におおむね適正に処理されると認められましたが、一部において不適当な処理や改善を要する事項が見受けられましたのでその状況を記載します。

監査委員 黒川義則
〃 宮本武昭

・監査結果
▼・措置の内容、状況
●…該当課

財務事務監査

実施期間 平成22年10月4日～12月22日

【備品管理】

備品台帳の整理が適正でなく、物品現在高を報告していない。●東京事務所の台帳を整理し報告した。●企画政策課紛失のため再調製した出張所公印の本印発見後の処理が適正でない。●再調製した公印を廃棄した。●地域げんき課重要物品現在高報告書と決裁文書に食い違いがあり、管理が適正でない。●報告書と台帳などを整理し、台帳に未記載のものは直ちに記載した。●学校保健体育課

【補助金など】

平成21年度大学学部開設補助金の債務負担行為の執行手続きが行われていない。●速やかに手続きした。●企画政策課個別の交付要綱を定めていないものがある。●早急に制定するよう準備する。●交通政策課

小中学生九州・全国・国際大会遠征費助成金交付申請書や実績報告書の提出が遅延している。●未提出のものはすぐに提出させた。●地域げんき課

規定を遵守せず事務が適正に行われていない。●実績報告書を提出させ、交付確定を完了した。●安全対策課

平成21年度県中総体選手派遣補助金につ

いて、交付要綱に規定する対象経費とは認められない支出がある。●今後交付要綱に基づき、適正に処理する。●学校保健体育課

平成21年度社会教育振興費補助金等について、実績報告書の提出の遅延や確定手続きが適正でないものがある。●文化振興課

財務規則などの規定を遵守しておらずその事務が適正に行われていない。●是正できるものは是正した。今後は規定を遵守し適正に行う。●情報政策課、税務課、用地管財課、地域げんき課、安全対策課、農業水産課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、文化振興課、競艇企業局

【契約事務】

財務規則などの規定を遵守しておらずその事務が適正に行われていない。●是正できるものは是正した。今後は規定を遵守し適正に行う。●情報政策課、税務課、用地管財課、地域げんき課、安全対策課、農業水産課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、文化振興課、競艇企業局

【指定管理業務】

スポーツ施設の管理業務が、適切に指導・管理されていない。●未送付の協定書は直ちに送付し、報告書等を提出するよう指導した。●委託料が無料の施設の業務報告の内容についても検討する。●地域げんき課漁港施設や牧場の管理業務が、適切に指導・管理されていない。●指定管理委託料の端数処理などを適正に行い、事業計画書を期限内に提出するよう指導を徹底する。●農業水産課

【その他】

使用料などで市への払い込みの遅延があり、歳入管理が適正に行われていない。●規則を遵守し金融機関に払い込むよう改善を図った。●男女共同参画推進課

市有財産使用料(電柱など)納入通知書について、作成時期と納期限設定が財務規則の規定を遵守しておらずその事務が適正に行われていない。●次年度から、調定後速やかに適正な納定期限で納入通知書を作成するよう是正する。●教育総務課

【税】

中学校武道場電気使用料について、所要の規則を定めていないものがある。●早急に大村市立学校体育施設開放使用規則別表を改正(追記)する。●教育総務課

【税】

税の申告書を提出していない特別徴収義務者に対し、適切に対応していない。●該当者から未申告分を提出する旨の回答を得た。●税務課

【専決など】

特別土地保有税の徵収猶予期間延長手続きが適正に行われていない。●期間内の申請書を請求し、申請書を受理していた者には決定通知書を送付する。また、未提出者には起案文書などに決裁漏れや区分の誤りがある。●事務専決や代決規程どおり適正に処理する。●情報政策課、用地管財課、農業水産課、農林整備課

【財政援助団体等監査】

実施期間 2月4日～3月18日

実施団体 大村市振興公社

措置状況報告

主管課である文化振興課、

地域げんき課、スポーツ振興室

【規程など】

寄附行為や規程に不備がある。●規程や誤

【備品管理】

備品等の管理が適切でない。●市へ報告し備品台帳を整備する。

字などの訂正、新公益法人会計基準への準拠を行つた。

時間外勤務の事務処理が適正でない。●時間外勤務手当の計算などを適正に処理する。

施設の利用等許可や使用料の減免について、減免申請等の取扱いが適正でない。●減免はすべて所管課へ報告し、当該部長の決裁を受ける。

施設設備修繕の市と指定管理者との負担区分について、協定書のリスク分担表や仕様書の記述が曖昧かつ不十分である。●リスク分担などを明確にするため、次回の基本協定締結時には所管課と協議する。

浄水管理センター・グランドの使用許可業務について、業務委託契約や指定管理業務協定を締結しておらず、この業務を行なう根拠がない。●協定を結ぶため所管課と協議している。

体育施設利用の取消し手続きが適切でない。●使用料の返還は規則どおり取扱い、取消届の決裁を受ける。

施設や器皿の損傷などがあつた場合の報告事務について、損傷届が規則で定める様式と異なっている。また、市へ口頭で報告される。●規則で定める様式を使用し書面で報告する。

監査委員事務局(内線345)